の原因たる涙金増額に就ては無條件にて松尾に一任するに至つた。

十三、解決

二十日午前十一時〃全爭議團員を坑夫倶樂部に集め所長以下職員出席し顧問松尾三造より會社との折衝經過を報告し左の通發表した

慰勞金

一年未滿	貳圓五拾錢
二年未滿	參圓五拾錢
三年未滿	四圓五拾錢
三年以上	六圓

○發表後直ちに全從業員に交附を開始し二十一日中に終了した全從業員は木戸炭業の關係を離れ日本曹達株式會社西川鑛業所に引繼がれたのである。